

令和2年3月3日	
所 属	学校保健課
所属長	村田 和彦
電 話	06-4950-5675

「学校関係者に感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応方針」について

1 趣 旨

近隣市でも新型コロナウイルス感染症が発生したことを踏まえ、本市において、学校関係者に感染が確認された場合または学校関係者が濃厚接触者に特定された場合には、当該校は、家庭において過ごすことが困難な児童等の受け入れ、児童ホーム・こどもクラブの受け入れを含め、原則2週間全面閉鎖とする。

ただし、濃厚接触者に特定された児童については、ただちに検査を実施するが、陰性と確認された場合は、閉鎖期間の短縮を行う予定。

また、感染規模や感染経路等を考慮し、必要に応じて近隣校等においても、全面閉鎖の判断を行う場合がある。

※学校関係者とは、幼児、児童生徒、保護者及び教職員・指導員のほか、日常的に学校に出入りする者（事業者等）を含む。

※「学校関係者に感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応方針」については、尼崎市ホームページに掲載している。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/1009441/1020303.html>

以 上